長期処方
リフィル処方せんについて

当院では患者さんの状態に応じ、

・28日以上の長期の処方を行うこと

・リフィル処方せんを発行すること

のいずれ対応も可能です。

※なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは症状に応じて担当医が判断します



長期処方とは？

医師が処方する際、患者の症状が安定している場合には、処方日数の長期の処方を行うことができます。例えば、診療報酬の特定疾患処方管理加算では、28日以上の処方を評価しています。

リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、 一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せんです。

西京都病院
NISHIKYOTO HOSPITAL